

被扶養配偶者認定・取消に係る主な事例

【認定】

- ① 新たに組合員の資格を取得したときに、被扶養配偶者がいるとき
- ② 組合員の配偶者が離職し、被扶養者に認定となったとき
- ③ 組合員の配偶者の収入が減少し、被扶養者に認定となったとき
- ④ 婚姻により、組合員の被扶養配偶者となったとき
- ⑤ 他の共済組合から異動してきた組合員に被扶養配偶者がいるとき
- ⑥ 組合員の被扶養配偶者が20歳になったとき

【取消】

- ① 国民年金第3号被保険者となっている被扶養配偶者が離婚、または死亡したとき
- ② 収入増により被扶養者認定が取り消しとなったとき(就職で他の年金制度に加入するときは届出は不要)